

大健福 第5762号  
平成22年3月17日

関係者各位

大阪市健康福祉局長  
(担当：高齢者施策部介護保険担当)

### 別居親族による訪問介護サービスを提供する場合における事前協議について

親族による訪問介護サービスの提供については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」第25条、並びに「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35条）」第22条の規定により、指定（介護予防）訪問介護事業者等が、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対して訪問介護サービスを提供させることは禁止されています。

一方、大阪府は、平成20年度介護保険指定事業者集団指導において、「同居していない家族、同居している家族以外の者、については明確な規定はないが、同居家族によるサービス提供と同様、介護報酬の算定対象となるサービスと家族等が行う介護を区分することが困難であり、報酬の対象とならない内容のサービスが提供されるおそれがあることなど、不適切な報酬算定につながりやすいと考えられるため適切でない」との見解を示しています。

本市においては、介護保険法及び厚生労働省令等に基づき、これまでも介護保険制度の適正な運営に努めてきたところですが、一部の訪問介護事業者が別居親族による訪問介護サービスの提供にかかわって、介護報酬を不正に請求する事例も出現しており、このまま放置すれば、介護保険制度に対する市民の信頼を損ないかねません。

については、別居親族による訪問介護サービスの提供について、例外的に提供せざるを得ない利用者及び具体的な提供方法を明確にするとともに、親族以外の訪問介護サービスの提供への移行を求め、もって介護給付の適正化を図るため、別紙のとおり「別居親族による訪問介護サービスの提供にかかる事前協議実施要綱」を定めました。

各訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等をはじめ、関係事業所におかれましては、本要綱の趣旨を十分にご理解いただき、介護保険事業の適正な運営について、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。